

関東甲信地方都県 熱中症対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
気象庁予報部予報課気象防災推進室

熱中症警戒アラート（試行）について（協力依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては格別の御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

これまで、熱中症予防に関して、気象庁は高温注意情報、環境省は暑さ指数（WBGT）によって広く注意を呼びかけてきており、国民の「熱中症」そのものに対する認知度は高まってきています。しかしながら、具体的な熱中症予防行動には未だ十分に結びついていないことから、効果的な情報発信により、適時適切な熱中症予防行動に繋げることが課題となっております。

そこで本年7月1日（6月30日17時発表分）より、環境省と気象庁が連携して、関東甲信地方において、暑さ指数（WBGT）に基づいた熱中症予防のための新たな情報発信を「熱中症警戒アラート（試行）」（詳細は別紙参照）として先行的に実施することを計画しています。これは、熱中症の危険性が極めて高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促す事を目的として発表するものです。また、令和3年度以降には全国展開することを予定しています。

つきましては、本事務連絡を貴都県内の関係部署や関係団体、市区町村に回付いただきますとともに、今夏において「熱中症警戒アラート（試行）」が発表（※）された際の熱中症予防対策の一層の強化並びに、発表後に貴都県内の関係部署や関係団体、市区町村への速やかな情報展開（この事務連絡の回付を受けた市区町村においては、貴市区町村内の関係団体への情報展開）について、下記のとおり御協力をお願い申し上げます。

なお、具体的な実施内容等については改めて6月中にお知らせ致します。

※これまでの高温注意情報の名称で情報を発信しますが、これが新しい情報であることがわかるように、文中に「この情報は令和3年度からの全国展開を予定している「熱中症警戒アラート（試行）」に相当する情報」と明示します。

記

<「熱中症警戒アラート（試行）」発表時の熱中症予防対策の一層の強化について>

- 貴都県、市区町村の熱中症予防対策の一層の強化及び関連施策への活用・反映（例：熱中症予防啓発パトロールの実施・強化、デジタルサイネージ等での住民への呼びかけ等）

<「熱中症警戒アラート（試行）」発表後の速やかな情報展開について>

- 貴都県内の関係部署、関係団体へ（例：学校・福祉分野・労働現場等）
- 貴都県から市区町村へ
- 貴市区町村から関係団体へ（例：学校・福祉分野・労働現場等。また、防災無線放送等を活用した住民への周知等）

気象庁から都県への情報の流れや取得方法については、気象庁の担当にご照会ください。

《本件に関する照会先》

熱中症対策全般について

環境省大臣官房環境保健部環境安全課 福嶋、石橋

電話 03-5521-8261

メール netsu@env.go.jp

暑さ指数（WBGT）及び熱中症警戒アラート（試行）の活用・先行実施について

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室 永田、大堀

電話 03-5521-8300

メール heat@env.go.jp

熱中症警戒アラート（試行）の情報の詳細・取得方法について

気象庁予報部予報課気象防災推進室 土井内、佐藤

電話 03-3212-8341（内線 3124）

以上

熱中症警戒アラート（試行） 概要

- 特に熱中症の危険が高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促す事を目的として、環境省・気象庁が新たに提供を開始する、熱中症対策に関する情報。

アラート (WBGT33℃)

- 令和2年度は関東甲信地方で先行実施し、令和3年度から全国に展開予定。
- 平時より提供している暑さ指数（WBGT）と合わせて活用いただくもの。

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安 ^(注1)	日常生活における注意事項 ^(注1)	熱中症予防運動指針 ^(注2)
31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 [*] は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

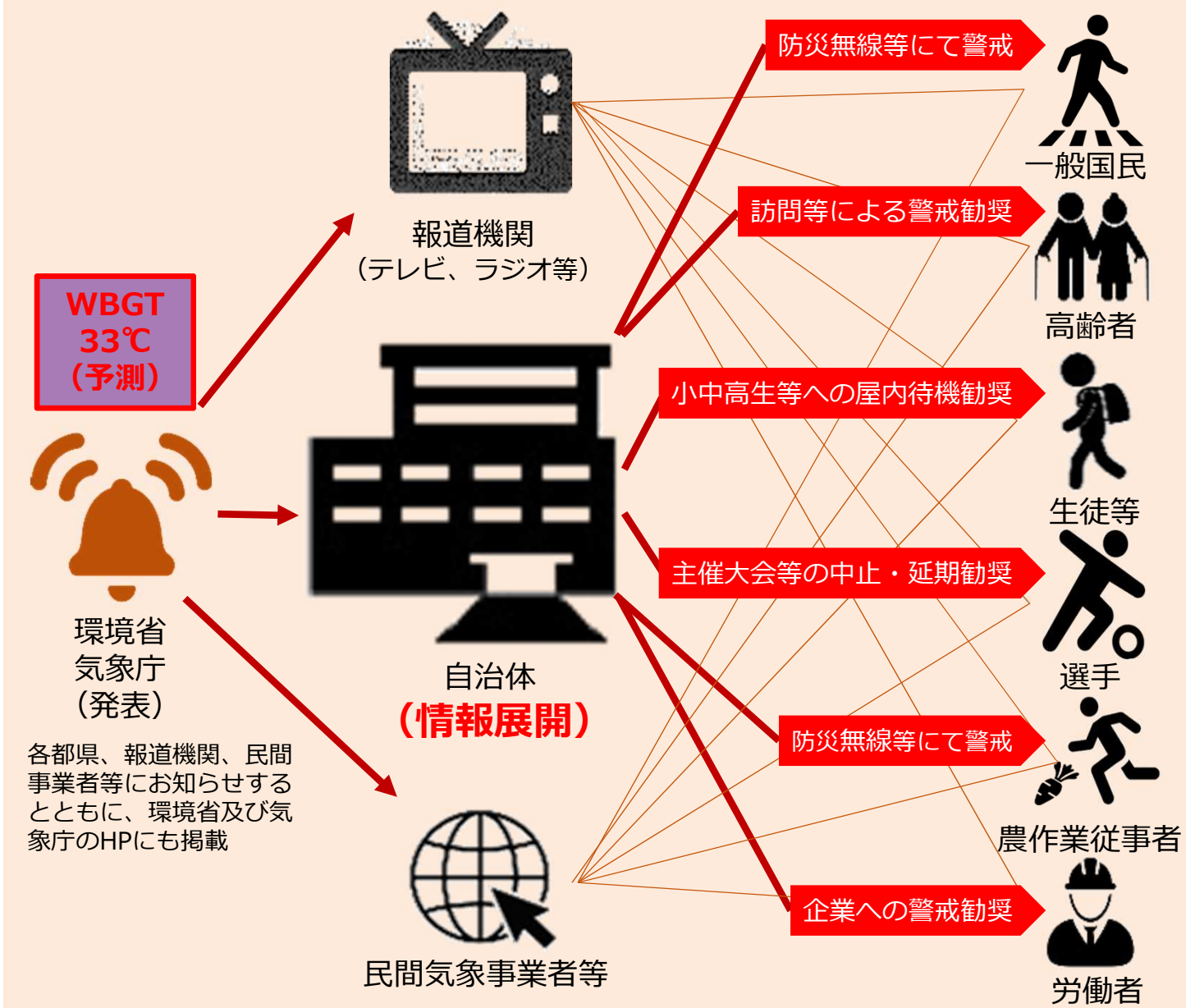
(注1) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より

(注2) 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」(2019)より、同指針補足 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。

<発表判断等>

- 熱中症との相関が高い暑さ指数（WBGT）を基準値に採用。
- WBGTの予測値で33℃以上を発表基準とすることを検討中。
- 都県単位で、前日17時頃、当日5時頃に最新予測を発表。
(当日予測で、新たに追加になった都県に対しても発表)

<熱中症警戒アラート（試行）の情報伝達・活用のイメージ>



<関東甲信地方での先行実施（令和2年7～10月）>

●対象エリア：関東甲信地方

（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）

●伝達方法：現在の高温注意情報の内容を置き換える形で運用

※高温注意情報の名称で情報を発信しますが、これが新しい情報であることがわかるように、情報文中に「この情報は令和3年度からの全国展開を予定している「熱中症警戒アラート(試行)」に相当する情報」と明示
 ※対象エリア以外は、最高気温が概ね35℃以上の予測で発表する高温注意情報を継続

●先行実施の検証：自治体等に周知・検証の協力を依頼

●令和3年～全国で本格運用を開始予定

事務連絡
令和2年5月18日

各	(都 道 府 県 保 健 所 設 置 市 特 別 区)	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
各	都道府県労働局	労働基準部	御中
		職業安定部	御中

厚生労働省	健康局	健康課
医政局	総務課	
医薬・生活衛生局	総務課	
医薬・生活衛生局	水道課	
労働基準局	安全衛生部	労働衛生課
職業安定局	高齢者雇用対策課	
子ども家庭局	総務課	
社会・援護局	総務課	
社会・援護局	障害保健福祉部	企画課
老健局	総務課	

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多言語によるリーフレット、障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット及び職場における熱中症を予防するためのリーフレットを作成しております。本年度においても、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、可能な範囲で広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いいたします。

また、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン2015」について、厚生労働省ホームページ熱中症関連情報 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/) のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」（令和2年3月25日付け基安発0325第1号基準局安全衛生部長通知）により通知しております。詳細につきましては、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>) にもございますので、御承知おきください。

さらに、今年7月から関東甲信地方（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、山梨）においては、環境省、気象庁共同の情報提供「熱中症警戒アラート（試行）」が先行実施されます。

従来、気温を基準として情報提供されていた高温注意情報が「暑さ指数（WBGT値）」を用いた基準に置き換わる取組で、熱中症の危険度が非常に高くなる日に、国民に「気づき」を与え、予防行動に移していただくための情報となっています。

該当地域におかれては、「熱中症警戒アラート（試行）」受信後、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等のご協力をお願いいたします。詳細は別添を御参照ください。

（参考）リーフレットは以下のURLからダウンロードが可能です。

➤ 熱中症予防のために：

日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/necchushoyobou.pdf>

英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000363394.pdf>

中国語版：（簡体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526939.pdf>

（繁体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526936.pdf>

韓国語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000526940.pdf>

- 障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイント：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000526946.pdf>

- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：

日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>

英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628094.pdf>

- 職場の熱中症予防対策は万全ですか？：

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000->

[Roudoukijunkyoku/0000116152_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000116152_2.pdf)

- WBGT 指数を把握して熱中症を予防しましょう！：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628869.pdf>

- みんなで防ごう！熱中症：

日本語版：https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_JAPANESE_2.pdf

英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605381.pdf>

インドネシア語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605382.pdf>

クメール語（カンボジア語）版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605384.pdf>

モンゴル語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605386.pdf>

ミャンマー語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605388.pdf>

ネパール語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605389.pdf>

タガログ語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605392.pdf>

タイ語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605394.pdf>

ベトナム語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605396.pdf>

中国語（簡体字）版：https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_KANTAIJI_2.pdf

（担当者）

厚生労働省健康局健康課地域保健室

十川、松川

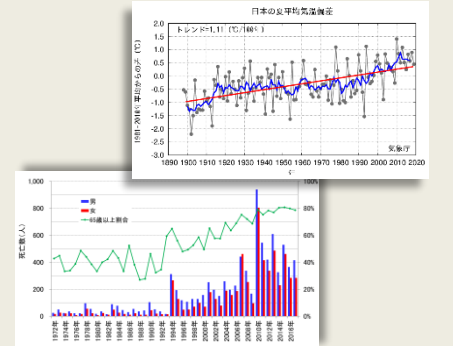
TEL : 03-5253-1111（内：2332）

FAX : 03-3503-8563

現状

1. 気温の上昇と熱中症の増加

●日本の夏（6～8月）の平均気温は**100年あたり約1.1℃の割合で上昇**



●近年、熱中症による**死亡者数・救急搬送人員数**は年々増加傾向

●今後も気候変動等の影響により**熱中症は増加**すると考えられるため、適応の一環としても、対策を強化することが必要。

2. 現行の伝達手法

環境省：暑さ指数（WBGT）

- 全国**840地点**の予測・実況値を環境省webサイトで公表
- 毎夏提供期間内に**3000万**のアクセス



気象庁：高温注意情報

- 「最高気温」が概ね35℃以上の予想で**関係機関へ配信**
- 前日は地方、当日は府県単位で配信

3. 現行手法のメリット・デメリット

暑さ指数

メリット

- 熱中症の**救急搬送人数と相関**が高く、ISOで国際的に規格化されている。
- 各種団体等において、**具体的な対策行動**が示されている。

高温注意情報

- 基準が明確でわかりやすい。
- 自治体や報道機関への**伝達経路**が確立されており、一般まで広く情報を伝えられる。

デメリット

- 国民の間の**認知度が低い**。
- 環境省のホームページで掲載しているが、プッシュ型の伝達経路がほとんど活用されていない。
- 発表基準（最高気温35℃以上）が必ずしも熱中症の**救急搬送人数と相関していない**。
- 具体的な対策行動とセットではないため、活用しにくい。
- 発表回数が多く**情報の重みが薄れて**しまっている。

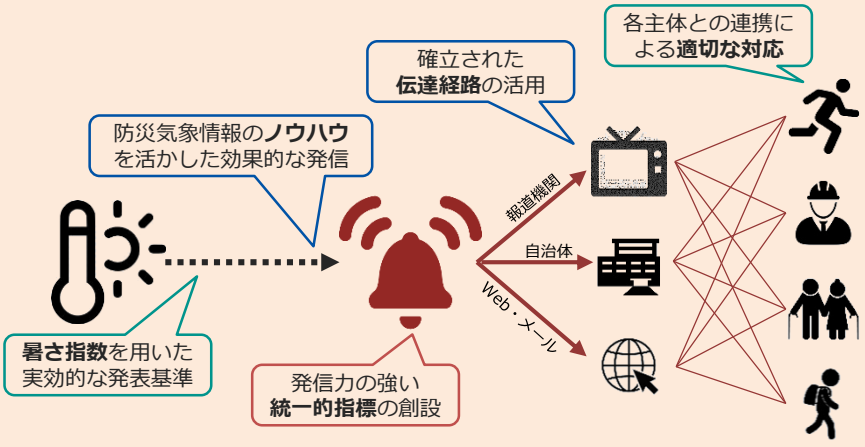
今後

4. 新たな情報発信 — 熱中症警戒アラート（試行）



熱中症警戒アラート（試行）

熱中症リスクの極めて高い気象条件が予測され、国民各層において適切な対応をとって欲しい場合に、環境省及び気象庁から、広く情報発信。



5. 今後のスケジュール（予定）

- 環境省・気象庁による共同検討会で、新たな情報発信について検討。
- 今夏に、一部地域で先行実施し、その後検証。
- 令和3年度から全国で本格実施予定。

<令和2年>
 4～5月 : 両省庁共同検討会（2回程度）
 7～10月 : 一部地域で「新たな情報発信」先行実施、その後検証

<令和3年>
 全国で本格実施

消防救第125号
令和2年5月19日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁救急企画室長
(公 印 省 略)

「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の開始について（依頼）

平素より、救急行政の推進について御尽力いただき御礼申し上げます。

今年の「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」については、「「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の延期について」（令和2年4月23日付け消防庁救急企画室事務連絡）にて、本調査の開始を当面延期する旨、お知らせしていましたが、このたび、本調査を令和2年6月1日から開始することといたしました。

本調査は、全国の熱中症による救急搬送人員の実態を明らかにし、関係機関に情報提供することによって、熱中症予防の普及啓発活動の推進に寄与することで、夏期の救急業務の円滑な推進に資するとともに、熱中症及び熱中症の合併症、その他の救急疾患から国民の生命と安全を守ることを目的とし実施するものです。調査結果については、週毎に速報値を、月毎に確定値を公表します。また、本調査データは、求めに応じて関係機関に情報提供します。

つきましては、都道府県消防防災主管部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して本依頼を周知するとともに、適切にデータ入力を行うよう御指導いただき、消防庁救急企画室救急連携係に報告していただくようお願いします。

記

1 調査対象

調査期間中に医療機関に救急搬送した熱中症又はその疑いのある傷病者の人員（転院搬送による救急搬送事案は除外）

※ 熱中症の定義は「高温環境下で体温の調節機能が破綻するなどして体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ発症する障害の総称」であり、日射病、熱けいれん、熱疲労、熱射病等を含むものとします。

2 調査期間

調査開始日：令和2年6月1日（月）

調査終了日：令和2年10月4日（日）（予定）

※ 異常気象等により上記調査終了予定日以降も熱中症が多発するような場合には、調査期間を延長することがあります。

3 報告方法

消防本部は、救急搬送サーベイランスシステムに、搬送者情報（性別、年齢区分、傷病程度、発生場所）を入力するものとします。

傷病程度については、原則として初診時における医師の診断に基づき、下記のように分類するものとします。

ア 死亡

初診時において死亡が確認されたもの

イ 重症（長期入院）

傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの

ウ 中等症（入院診療）

傷病程度が重症又は軽症以外のもの

エ 軽症（外来診療）

傷病程度が入院加療を必要としないもの

オ その他

医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの並びにその他の場所に搬送したもの

報告手順については、別紙1を参照ください。

4 消防庁における公表について（参考）

「週毎の速報値報告」を受けて、消防庁は月曜日中に集計作業を行い、火曜日に消防庁ホームページに掲載します。（ただし、新型コロナウイルス感染症に関連する対応で変更する場合があります。）

また、「月毎の確定値報告」を受けて、消防庁は翌月中旬頃を目途に消防庁ホームページに掲載します。

※ 消防庁熱中症情報

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

5 添付資料について

別紙1 熱中症による救急搬送人員調査の報告手順
(都道府県・消防本部担当者用)

別紙2 熱中症サーベイランス入力要領 (消防本部担当者用)

別紙3 熱中症サーベイランス入力要領 (都道府県担当者用)

別紙4 救急年報における事故発生場所(中項目)と熱中症発生場所項目

6 その他(環境省及び気象庁による「熱中症警戒アラート(試行)」の先行実施について)

令和2年7月より、関東甲信地方都県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県)に限り、環境省及び気象庁共同の情報提供「熱中症警戒アラート(試行)」が先行実施されます。

これは、従来、気象庁が気温を基準として情報提供していた高温注意情報を、「暑さ指数(WBGT値)」を用いた基準に置き換える取組です。

基準の変更の他、発表頻度等も変更し、熱中症対策における具体的な対策行動についてもお知らせすることで、熱中症の危険度が非常に高くなる日に、国民に「気づき」を与え、予防行動に移していただくための情報とされています。

関東甲信地方都県の消防防災主管部(局)長におかれましては、この旨御了知いただくとともに、貴都県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して周知願います。

※ 参考として、環境省及び気象庁から関東甲信地方都県の熱中症対策担当部局宛てに発出された事務連絡を添付しましたので、御参照ください。

(連絡先) 消防庁 救急企画室

担当：神谷課長補佐、増田係長、吉岡事務官

Tel: 03-5253-7529 FAX: 03-5253-7532

Mail: kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp